

商品券取扱事業者の募集について

物価高騰下における住民の皆様の生活支援とマイナンバーカードの普及促進を目的として実施します。

商品券の取扱ができる事業者を募集しますので、希望される事業者は田野町役場保健福祉課へお申し込みください。

取扱事業者

○田野町内に事業所、店舗等を有し、本事業に賛同する事業者

※本店や本部が町外にあるチェーン店の小売店につきましては、商品券の取扱に制限がかかりますことを、ご了承ください。

○中芸地区内に事業所、店舗等を有する事業者で、その代表者が田野町住民基本台帳に登録されているもの

【指定店登録から商品券換金まで】

①指定店登録申請書に記入のうえ、保健福祉課まで提出して下さい。

申請期限：令和4年12月2日（金） 郵送及びFAX可

※**田野町地域応援プレミアム付商品券事業において指定店登録を受けたことのある事業者のうち、事前調査において登録継続希望をされた事業者については、申請書の提出は必要ありません。**

②審査後、町から指定店登録証及び商品券の取扱ができる指定店ポスターを送付します。

③指定店ポスターは速やかに店頭に掲示して下さい。

④商品券の換金手続きは、換金請求書及び商品券を町に提出して下さい。

商品券

※この商品券を使用した場合、おつりは出ません。

No	交付金額（1人当たり）	要件
1	【生活者支援分】 5,000円（500円券×10枚） 【内訳】全店舗共通券 4枚 小規模店舗専用券 6枚	令和4年11月30日時点で田野町に住所を有する方
2	【マイナンバーカード取得者分】 5,000円（500円券×10枚） 【内訳】全店舗共通券 6枚 小規模店舗専用券 4枚	①『上記1に該当する方で、令和4年12月22日までにマイナンバーカード取得済の方』 又は ②『上記1に該当する方で、令和4年12月31日までにマイナンバーカードの交付申請をし、令和5年3月31日までにカードを新規取得された方』

・全店舗共通券は登録された全ての指定店で使用できます

・小規模店舗専用券は本店及び本部が町外にあるチェーン店の小売店では使用できません

○取扱ができないもの

- ①不動産、金融商品、たばこ、医療費 ②商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に抵触するもの
④国税、地方税、使用料などの公租公課 ⑤その他、町が適当でないと認めたもの

○使用期間：令和5年1月16日（月）～令和5年3月31日（金）まで

○換金期限：令和5年3月31日（金）まで（以降の換金はできません）